八 商 発 第 164 号
令和６年３月５日

各　　位

八 幡 浜 商 工 会 議 所
（ 公 印 省 略 ）

第 231 回珠算能力検定試験について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。当商工会議所の運営・活動につきましては平素から格別のご高配を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。

標記検定試験を下記により実施いたしますので、受験を希望されます方は実施要綱をご覧のうえ、期日までにお申込みいただきますようご案内申し上げます。

記

第 231 回珠算能力検定試験実施要綱

１．趣　　旨　　日本商工会議所及び各地商工会議所は、商工業に関する技術・技能の一環として、商工会議所法（昭和２８年法律第１４３号）第９条第９号に基づき、珠算能力検定試験を統一した基準によって全国的に実施して、受験者の技術・技能を検査測定し、その技術・技能を格付けするのみでなく、更にそれらの一層の資質向上を図るとともに、その技能を公に認め、我が国商工技術・技能の向上発展に寄与しようとするものである。

このような観点から、八幡浜商工会議所は、日本商工会議所と共催して、珠算能力検定試験を行う。

２．主　催　者　　日本商工会議所・各地商工会議所（八幡浜商工会議所）

３．協　　賛　　日本珠算連盟

４．施 行 期 日　　２０２４年６月２３日（日）午前９時

５．試　験　場　　八幡浜商工会館（八幡浜市北浜１丁目３番２５号）

６．受験者資格　　学歴、年齢、性別、国籍に制限はない。
中学生以上の方…本人確認を行う。
氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート、社員証、学生証等）持参のこと。

７．募集の期間　　２０２４年**5月７日**（火）～２０２４年５月２３日（木）

８．受験申込先　　八幡浜商工会議所
八幡浜商工会議所所定の申込用紙により、受験料を添えて申し込むこととする。

９．試験施行開始の時間　　午前９時全国一斉に開始する。受付は午前８時４５分まで

※８時１５分より前に来られますと会館が開いてない場合がございます。

10．受　験　料（消費税込み）　　１級　2,800 円　　２級　2,000 円　　３級　1,800 円
４～６級 1,200 円　　７～１０級　1,000 円

11．試験種目及び程度　　「珠算能力検定試験実施細則」の「４試験の程度等」による。

12．試 験 委 員　　会場別に八幡浜商工会議所の試験委員をおく。

13．試験施行方法　　珠算能力検定試験施行順序を厳守して公正に行う。

14．答 案 審 査　　答案審査は八幡浜商工会議所の採点委員を中心とし、「模範（標準）解答」等に従い、厳正公平を期して行う。模範解答については、採点委員限りとし、全級非公開とする。答案審査について、不正の事実が発覚したときは、その合格を取り消す。

15．合　格　点　　1～6 級は 300 点満点で、合格点は 1～3 級は 240 点以上、4～6 級は 210 点以上。7～10 級は 200 点満点で合格点は 7～9 級は 120 点以上、10 級は 60 点以上とする。

16．合格者の発表　　２０２４年６月２８日（金）午前１０時から、八幡浜商工会館１Ｆロビー及びホームページにおいて受験番号にて発表する。なお、団体で受験された者は所属先に、個人で申込みされた者は自宅に通知するものとする。　　**＊電話での応対はいたしません。**

17．表　　彰　　合格者で満点合格した者はこれを表彰する。

18．そ　の　他　　検定試験に関する必要な事項は随時通知する。

〒796-0048
愛媛県八幡浜市北浜１丁目３番２５号
担　当：阿部・山下
ＴＥＬ：(0894) 22-3411
ＦＡＸ：(0894) 24-1405
メール：ywthm@yawatahamacci.jp